

県税のしおりNo.1

個人県民税
 県民税利子割
 県民税配当割
 県民税株式等譲渡所得割



● 個人県民税とは

県内に住所等を有する個人が、県に対する会費的な負担金として納める税金です。

1) 納める人

1月1日の現況によって、次の人が納めます。

納税義務者 納める税	県内に住所を有する個人	県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、その事務所等を有する市町村内に住所を有しない者
均等割	○	○
所得割	○	—

2) 非課税

次のいずれかに該当する場合は、個人県民税が課税されません。

区 分	内 容
均等割と所得割が非課税	・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 ・障がい者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年の合計所得金額(※1)が135万円以下の人
均等割が非課税	・前年の合計所得金額(※1)が市町村の条例で定める金額以下の人
所得割が非課税	・前年の総所得金額等の合計額(※2)が次の金額以下の人 同一生計配偶者及び扶養親族を有しない人 35万円+10万円 同一生計配偶者または扶養親族を有する人 35万円×(同一生計配偶者・扶養親族の数+1)+32万円+10万円

※1 合計所得金額とは、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額で、分離課税に係る所得金額を含みます。

※2 総所得金額等の合計額とは、合計所得金額から繰越控除額を控除したものです。

3) 納める額

均等割……………年1,500円

※森林環境の保全などの施策に要する経費の財源を確保するため、平成18年度から令和7年度までは森林環境税として500円が加算されています。

所得割……………課税所得金額の4%

※所得割の計算方法 (前年の総所得金額－所得控除額)×税率－税額控除額＝所得割額

4) 所得控除

種 類	控 除 額
(1) 雑損控除	次のいずれか多い金額 ①(損失額－保険金等により補てんされた額)－(総所得金額等×10%) ②(災害関連支出額)－5万円
(2) 医療費控除	次のいずれか一方の金額 ①(支払った医療費の額)－(保険金等により補てんされた額)－(総所得金額等×5%と10万円のいずれか少ない額) (限度額200万円) ②(支払った対象スイッチOTC医薬品の購入金額)－(保険金等により補てんされた額)－12,000円 (限度額88,000円)

(3) 社会保険料控除	支払った額					
(4) 小規模企業共済等掛金控除	支払った額					
(5) 生命保険料控除	平成23年12月31日以前に締結した保険契約に係る控除					
	保険料の区分		支払った保険料		控除額	
	一般の生命保険料 (個人年金保険料も同じ)	15,000円以下の場合	支払った保険料			
		15,000円を超え 40,000円以下の場合	支払った保険料×1/2+7,500円			
		40,000円を超え 70,000円以下の場合	支払った保険料×1/4+17,500円			
		70,000円を超える場合	35,000円			
		※一般の生命保険料と個人年金保険料の両方がある場合は、それぞれ算定した控除額を合算。				
	平成24年1月1日以後に締結した保険契約に係る控除					
	保険料の区分		支払った保険料		控除額	
	一般の生命保険料 (個人年金保険料と介護医療保険料も同じ)	12,000円以下の場合	支払った保険料			
12,000円を超え 32,000円以下の場合		支払った保険料×1/2+6,000円				
32,000円を超え 56,000円以下の場合		支払った保険料×1/4+14,000円				
56,000円を超える場合		28,000円				
※一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料の全てがある場合は、それぞれ算定した控除額を合算。(限度額7万円)						
(6) 地震保険料控除	保険料の区分		支払った保険料		控除額	
	地震保険契約のみ			支払った保険料×1/2 (限度額25,000円)		
	長期損害保険契約のみ (平成18年12月31日までに契約締結したもの)	5,000円以下の場合	支払った保険料			
		5,000円を超え 15,000円以下の場合	支払った保険料×1/2+2,500円			
		15,000円を超える場合	10,000円			
	※地震保険契約と長期損害保険契約の両方がある場合は、それぞれ算定した控除額を合算。 (限度額2万5千円)					
(7) 障害者控除	区分			控除額		
	本人	障害者		26万円		
		特別障害者		30万円		
	扶養親族又は 同一生計配偶者	障害者		26万円		
		特別障害者	同居	53万円		
			同居以外	30万円		
(8) 勤労学生控除	納税義務者が勤労学生である場合…………… 26万円					
(9) 配偶者控除	次の区分に応じた金額を控除します。					
	配偶者の 合計所得金額		納税義務者の合計所得金額			
			900万円 以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円 超
	48万円 以下	70歳未満 70歳以上	33万円 38万円	22万円 26万円	11万円 13万円	対象外
(10) 配偶者特別控除	生計を一にする控除対象配偶者以外の配偶者（他の納税義務者の扶養親族又は事業専従者を除く）で前年の合計所得金額が48万円超133万円以下であるものを有する納税義務者で、前年の合計所得金額が1,000万円以下の者は、総所得金額から次の区分に応じた金額を控除します。					
	配偶者の 合計所得金額		納税義務者の合計所得金額			対象外
			900万円 以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
	48万円超 100万円以下		33万円	22万円	11万円	
	100万円超 105万円以下		31万円	21万円	11万円	
	105万円超 110万円以下		26万円	18万円	9万円	
	110万円超 115万円以下		21万円	14万円	7万円	
	115万円超 120万円以下		16万円	11万円	6万円	
	120万円超 125万円以下		11万円	8万円	4万円	
	125万円超 130万円以下		6万円	4万円	2万円	
	130万円超 133万円以下		3万円	2万円	1万円	
	133万円超		対象外			

(11) 寡婦控除	夫と離婚した者でかつ扶養親族を有する納税義務者又は夫と死別した納税義務者で、前年の合計所得金額が500万円以下の者……………26万円 ※ひとり親に該当する者を除く			
(12) ひとり親控除	現に婚姻をしていない者で、生計を一にする子（前年の総所得金額等の合計額が48万円以下）を有する納税義務者……………30万円			
(13) 扶養控除	次の区分に応じた金額を控除します。			
	扶養親族の年齢	控除対象扶養親族の区分	控除額	
	0歳～15歳	控除対象外	—	
	16歳～18歳	一般の控除対象扶養親族	33万円	
	19歳～22歳	特定扶養親族	45万円	
	23歳～69歳	一般の控除対象扶養親族	33万円	
	70歳～	老人扶養親族	38万円	
		同居老親等扶養親族	45万円	
(14) 基礎控除	次の区分に応じた金額を控除します。			
	合計所得金額			
	2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	2,500万円超
	43万円	29万円	15万円	対象外

5) 税額控除

種 類	控 除 額
(1) 調整控除	税源移譲に伴い生じる所得税と個人県民税の人的控除額（基礎控除等）の差に基づく負担増を調整するため、個人県民税の所得割額から一定の金額を控除します。
(2) 配当控除	配当所得を有する者については、個人県民税の所得割額から一定の金額を控除します。
(3) 外国税額控除	外国で課税された所得税等の額について所得税で控除しきれない金額がある場合は、個人県民税の所得割額から一定の金額を控除します。
(4) 配当割額・株式等譲渡所得割額控除	前年に配当割又は株式等譲渡所得割を課され、翌年、個人住民税の申告書（所得税の確定申告書を含む）を提出した場合は、個人県民税の所得割額から配当割額又は株式等譲渡所得割額を控除します。
(5) 寄附金税額控除	地方公共団体、住所地の共同募金会又は日本赤十字社等の団体等に対して寄附を行った場合は、一定の金額を控除します（地方公共団体への寄附金については、特例控除額があります）。 なお、令和元年6月1日以降、特例控除額が加算される地方公共団体への寄附（ふるさと納税）については、総務大臣が指定した団体のみが対象となります。
(6) 住宅借入金等特別税額控除	所得税の住宅ローン控除を受けている者で所得税で控除しきれない金額がある場合は、13年間（住宅の区分、入居の時期により控除期間が異なります）、個人県民税の所得割額から所得税で控除しきれない金額を控除します（ただし、平成21年から令和7年12月までの間に居住の用に供した場合に限ります）。

6) 申告と納税

- （申告）毎年3月15日までに、市町村長に市町村民税の申告書とあわせて申告します。
ただし、所得税の確定申告書を提出した人及び給与所得のみの人は申告の必要はありません。
- （納税）給与所得者については、6月から翌年5月までの毎月の給与から特別徴収されます。
65歳以上の公的年金等の受給者については、公的年金等から特別徴収されます。
上記以外の所得者については、市町村から送付される納税通知書（納付書）により、市町村民税と併せて納めます。

● 県民税利子割とは

金融機関等から利子等の支払を受ける時に課される税金です。

1) 納める人

利子等の支払を受ける個人が銀行などの金融機関等を通じて納めます。

*平成28年1月1日以後に利子等の支払を受ける法人は対象外となりました。

2) 納める額

支払を受ける利子等の額の5%

3) 非課税

次の場合は非課税となります。

- ・身体障害者等が支払を受ける少額預金、少額公債の各元本350万円までの利子等
- ・財産形成住宅貯蓄、財産形成年金貯蓄の元本合計550万円までの利子等
- ・非居住者が支払を受ける利子等
- ・所得税法等において非課税とされる利子等

4) 申告と納税

金融機関等が毎月分をまとめて翌月10日までに申告して納めます。

5) 市町村への交付

県に納められた利子割の額の59.4/100に相当する額を県内の市町村に交付します。

6) 利子等の種類

支払を受ける利子等は次のものです。

- ・銀行や信用金庫などの預貯金等の利子
 - ・特定公社債以外の公社債の利子
 - ・金融類似商品（定期積金、抵当証券、一時払養老（損害）保険等）の利息、差益 等
- *平成28年1月1日以後に支払を受ける特定公社債の利子等については利子割の課税対象外となり、配当割の課税対象となりました。

● 県民税配当割とは

特定配当等の支払を受けるときに課される税金です。

1) 納める人

特定配当等の支払を受ける個人がその支払をする株式会社等を通じて納めます。

2) 納める額

支払を受ける特定配当等の額の5%

3) 申告と納税

特定配当等の支払をする株式会社等が特別徴収し、支払月の翌月10日までに申告して納めます。

個人住民税の申告は不要ですが、申告することにより総合課税、申告分離課税のどちらかを選択できるようになり、申告分離課税を選択した場合には、配当控除は適用されませんが、上場株式等の譲渡損失との間で損益通算を行うことができます。

*平成28年1月1日からは、上記損益通算の対象に、特定公社債等の利子等及び譲渡所得も含まれました。

4) 市町村への交付

県に納められた配当割の額の59.4/100に相当する額を県内の市町村に交付します。

5) 特定配当等の種類

支払を受ける特定配当等は次のものです。

- ・上場株式等の配当等
 - ・投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募により行われたものの収益の分配
 - ・特定投資法人の投資口の配当 等
- *平成28年1月1日以後に支払を受けるべき特定公社債等の利子等及び特定口座外の割引債の償還差益も対象となりました。

● 県民税株式等譲渡所得割とは

所得税において源泉徴収を選択した特定口座（以下「選択口座」といいます。）内に保管された上場株式等の譲渡の対価、または差金決済の差益の支払を受けるときに課される税金です。

1) 納める人

選択口座内に保管された上場株式等の譲渡の対価、または差金決済の差益の支払を受ける個人が選択口座を開設した証券業者等を通じて納めます。

*平成28年1月1日からは、選択口座内における特定公社債等の譲渡所得及び割引債の償還差益も課税対象となりました。

2) 納める額

特定株式等譲渡所得金額の5%

3) 申告と納税

選択口座内の上場株式等の譲渡等により年初からの通算所得金額が増加した場合には、支払の際に株式等譲渡所得割を徴収します。一方、その譲渡等により当該選択口座にかかる年初からの通算所得金額が減少した場合には、その減少した金額の税額相当額を個人に還付します。年末において還付されずに残っている特別徴収税額を証券業者等が翌年1月10日までに申告して納めます。

個人住民税の申告は不要ですが、申告することにより申告分離課税を選択することができます。申告した場合は、所得割額から株式等譲渡所得割相当額を控除します。

4) 市町村への交付

県に納められた株式等譲渡所得割の額の59.4/100に相当する額を県内の市町村に交付します。

詳しくは、最寄りの県税（納税）事務所へお問い合わせください。

事務所	郵便番号	所在地	電話番号
別府県税事務所	874-0840	別府市大字鶴見字下田井14-1	0977-67-8211
大分県税事務所			
課税第一課	870-0021	大分市府内町3-10-1	097-506-5773
佐伯納税事務所	876-0813	佐伯市長島町1-2-1	0972-22-3021
豊後大野納税事務所	879-7131	豊後大野市三重町市場1123	0974-22-7501
日田県税事務所	877-0004	日田市城町1-1-10	0973-22-4175
中津県税事務所	871-0024	中津市中央町1-5-16	0979-22-2920

ホームページ「くらしと県税」<http://www.pref.oita.jp/site/zei/>